

ハビリス

宮崎県身体障害者相談センター
(高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関)
〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2
TEL: (0985) 29-2556 (代)
FAX: (0985) 31-3553
<http://www.shinsyocenter-miyazaki.com/>

ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re(再び)+habilis(適した、ふさわしい)+ation(状態にする)から採ったものです。

目次

- ことばの相談について
- 肝臓機能障がい及び呼吸器機能障がいの身体障害者手帳の認定基準等が変わりました
- 平成28年度補装具定例・巡回判定日程、補装具について
- 高次脳機能障がい 総合相談日・家族会の紹介

ことばの相談について

「発音がはっきりしない」、「言葉が増えない」、「ほとんど言葉を話さない」などのご心配はありませんか。

当センターでは毎週、ことばに心配のあるお子さんについて、言語聴覚士が相談を受けています。2歳から6歳のお子さんに係る相談が多く寄せられていますが、相談の年齢に制限はありません。

言語聴覚士がことばの検査を行い、お子さんのことばの状態について評価を行います。お子さんの症状に応じて、口の動かし方の練習をしたり、必要な場合は訓練施設等の紹介を行います。そのほか、家庭でできるお口の体操の指導や、どういう対応をしたらよいかなどのアドバイスを行っています。

ことばの相談は、予約制です。事前にご連絡ください。

電話: (0985) 29-2556

日時: 毎週火曜日午後1時30分～午後4時まで

場所: 宮崎県身体障害者相談センター

*相談や検査は無料です。



平成28年4月から肝臓機能障がい及び呼吸器機能障がいの 身体障害者手帳の認定基準等が変わりました

■肝臓機能障がいの認定基準の見直し

【認定対象の拡大】

肝臓機能障がいは、血液検査等の値に応じた点数による肝臓機能障がいの重症度分類であるチャイルド・ピュー分類における3段階(A・B・C)のうち、最重度の分類Cに該当する方が対象でしたが、28年4月から、分類Cに加え、分類Bも認定基準の対象となりました。

【1級・2級の要件の緩和】

肝臓機能障がいの1級・2級は、これまで血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点でなければ認められませんでした。肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上に要件が緩和されました。

【再認定の導入】

チャイルド・ピュー分類Bで障がい認定を受けた場合、1年以上5年以内に再認定が必要になります。

■呼吸器機能障がいの認定要領等の見直し

【指数(予測肺活量1秒率)の算出方法の見直し】

これまでノモグラムを用いて算出していた換気機能の指数を、日本呼吸器学会が発表した肺活量予測式による予測肺活量を用いて算出することになりました。

男性： $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢(歳)} - 2.258$

女性： $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢(歳)} - 1.178$

【活動能力程度分類の見直し】

単なる身体活動能力の程度ではなく、呼吸器機能障がいによる息切れの程度に、より即した分類に変更されました。

◎なお、認定基準・認定要領の改正内容については、宮崎県庁ホームページでもご確認いただけます。

宮崎県庁ホームページ

トップ > 健康・福祉 > 障がい者 > 障がい者福祉 > 身体障がい者福祉法第15条
指定医師について

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogaifukushi/kenko/shogaisha/page00109.html>

平成28年度 補装具定例判定・巡回判定の日程

当センターでは、市町村の依頼により、障害者総合支援法による補装具費支給の判定を行っています。

判定をご希望の方は、事前に各市町村障がい福祉担当窓口での申請が必要です。お住まいの市町村障がい福祉担当窓口にご相談ください。

対象：整形外科関係の補装具（義肢・装具・座位保持装置・電動車椅子など）

会場：宮崎県身体障害者相談センター（宮崎市霧島1丁目1番地2 宮崎県総合保健センター内）

10月：5日、19日、26日	1月：11日、18日、25日
11月：9日、16日、30日	2月：8日、15日、22日
12月：7日、14日、21日	3月：8日、15日、22日

また、当センターでの判定のほか県内5市での巡回判定も下記日程で行っています。

- ・都城市：10月3日、12月12日、2月6日、3月13日
- ・延岡市：12月1日、3月9日
- ・日南市：11月21日、2月13日
- ・小林市：1月16日
- ・日向市：10月17日、1月23日

なお、判定に関するお問い合わせは、「当センターまたはお住まいの市町村障がい福祉担当窓口」にお願いします。

1) 補装具ってなんだろう… (障害者総合支援法施行規則第六条の二十)

- ①障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたもの。
- ②障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもの。
- ③医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるもの。

補装具は、障がい者の身体の状況や性別、年齢、生活環境などに適したものとなるよう、医師等の専門的な意見をもとに処方されるものです。そのため、義肢・装具や電動車椅子などの補装具が、その方に適した補装具であるか判定を受けていただくことになります。

2) いろいろな補装具支給の制度がありますが、制度間には優先性があります

障害者総合支援法は他法を優先することが原則となります。

ただし、制度によって支給種目が限られること等がありますので、詳しくはお住まいの市町村障がい福祉担当窓口にご相談ください。

- ・労災・損害補償・自賠責法（雇用者責任）
- ・医療保険法（個人・雇用者責任）
- ・介護保険法（個人・公的責任）
- ・障害者総合支援法（公的責任）
- ・生活保護法（公的責任）

優先順位が高い



優先順位が低い

高次脳機能障がい総合相談日を開設しています

脳血管の病気や、脳炎・脳腫瘍などの病気で入院したり、交通事故などに遭った後、以前との違いに悩んでいませんか？

- ・新しいことを覚えられない、ミスが多く、集中力が続かなくなった
- ・仕事を手順どおりにできない、指示がなければ行動できない
- ・ちょっとしたことで怒ってしまう、無制限に食べたりお金を使ったりする
- ・前は普通にできていたことなのに、うまくできなくなった など…

…高次脳機能障がいかもしれません。

当センターでは高次脳機能障がいに関する相談を行っています。
相談は無料です。事前予約制ですので、まずは電話でお申し込みください。

●日 時 原則として毎週火曜日(年末年始・祝日を除く)
午前10時から午後4時(事前予約制)

●申込方法 相談を希望される日の前日までに身体障害者相談センターへ
電話でお申し込みください。

電 話 (0985)29-2556

受付時間 月曜から金曜の午前9時から午後4時まで(年末年始・祝日を除く)

※予約状況により、日時を調整することもあります。

○なお、総合相談日以外にも高次脳機能障がい支援
コーディネーターによる電話相談を受け付けてい
ます(上記受付時間内)。



高次脳機能障がい家族会

高次脳機能障がいは、外見からはその障がいが分かりにくいため社会生活上いろいろな困難を生じて、社会的な支援を受けにくい状況にあります。

そんな中、家族同士交流を図って親睦を深め、悩みを語り合い、情報を交換し、学び合っています。

●みやざき高次脳機能障がい家族会 あかり

定例会 奇数月の第3土曜日午後
(事務局)

TEL:0985-72-8282 E-mail:clover@urban-e.co.jp

URL:http://miyazakikouzinouakari.miyachan.cc/

●高次脳機能障がい 宮崎県北部家族会 トゥモロー

定例会 偶数月の第1水曜日
(事務局)秋吉

TEL:090-4491-3455 E-mail:soratocats@gmail.com

URL:http://ameblo.jp/tomorrow-kojino/